# 第79回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時:平成21年11月10日(火)14:00~16:00

2 場 所:中央合同庁舎第2号館10階 1002会議室

3 出席者

座長堀田力秋山收大森彌加賽華子加藤陸美小早川光郎谷

(総務省) 行政評価局長 田中 順一 行政相談課長 白岩 俊 行政相談業務室長 榎本 泰士

#### 4 議題

- (1) 既付議事案の審議
  - 継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し
- (2) 新規付議事案の審議
  - ・ 発達障がい者に対する療育手帳の交付
  - 報酬の実態に即した標準報酬月額の決定

# 5 議事概要

(1) 既付議事案の審議

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

#### 《事案の概要》

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けた。ところが、検査申請書には新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は市町村合併前の町名のままとなっていた。合併後の住所にするためには、別途住所変更手続が必要であり、合併後の住所は交付時に自動的には表示されないとのことであった。

市町村合併後、相当の年月が経過しているにもかかわらず、現存しない旧町名を表示していることは、混乱を招きかねないので、所有者が住所変更手続をすることなく、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。

#### (堀田座長)

議論の方向性としては、登録自動車の所有者の住所地の地名変更があった場合に、自動的に変更するようシステムの改修を求めるか、現在石川運輸支局で行っている所有者が希望した場合に無料で簡便に登録変更ができる取扱いの徹底と周知を求めるかです。

その場合の前提として、合併による住所表示変更の場合でも変更登録が必要となること はご理解いただけているかと思います。

### (秋山委員)

車検は、検査の部分と登録事務の流れの部分とがあるのでしょう。普通、我々は、街の修理工場やディーラーに代行を頼みます。この場合、ディーラー等で検査し、その結果を添付して運輸支局に申請するということになりますね。

そうすると、最終ユーザーが住所変更を希望する場合、代行車検ではそれをディーラーに頼む必要があります。運輸支局の周知は十分とは言えないようですが、周知を促進するという案では、ディーラーの担当者が、このような変更手続があって、それを希望するかどうかを最終ユーザーに確認しなさいということにしなければ、最終ユーザーは住所変更を申し出る機会を得られません。周知するとは、民間車検団体等を通じて、必ず一人一人の最終ユーザーの意向を聞きなさいということではないでしょうか。

### (大森委員)

自動的に修正するためのシステム改修に2億円かかるということですが、これは、「相当な額」との理解でしょうか。6,890万台から徴収される車検手数料収入からすれば、この位で全部済んでしまうなら安いのではないでしょうか。

国の施策で生じた問題は国の責任で解決すべきです。国の方針の下に相当数の合併が 行われましたが、今後も市町村合併があるかもしれません。それなら、この機会にシス テム改修をやってしまった方がよいのではないでしょうか。 2億円の支出は、果たして 相当大変なものなのかどうか分かりません。

#### (事務局)

現行の「字」まで対応させるプログラムとするなら2億円かかり、「地番」部分まで対応させるプログラムとするならさらにかかるということです。

それと、今進めているシステムの更新作業のスケジュールからみても新たなプログラムの追加は難しいということです。

#### (大森委員)

この申出は、ユーザー側の変更手続なしにやってほしいというものでしょう。すると「あなたのご希望は叶えられませんよ」となるのですか。

### (加賀美委員)

「混乱を招きかねない」ということが申出の理由でしたが、支障面ではどうですか。

### (事務局)

具体的な支障というよりも、むしろ合併後2年も4年も経っているのに、車検証には相変わらず○○郡○○町といった古い住所が記載されているということに対する不快感が大きいのではないかと思われます。

### (小早川委員)

この申出にストレートに応じられない理由は、大きな混乱・実害がないということと、

自動的に変更するためのシステム改修に相当の経費がかかるということですか。

### (事務局)

車検申請の際に登録変更が容易にできることを周知した上で、本人に意向があれば修 正する仕組みにすることがユーザーオリエンテッドだということだと思いますが。

#### (小早川委員)

一番のユーザーオリエンテッドは、あくまで役所がやる職権訂正でしょう。今の財政 窮乏の世の中で2億円は無駄じゃないかという意識が世間相場なのか、あくまで国が2 億円かけてもやるべしというのが世間相場なのかということです。届け出る場合でも役 所の手間はかかるわけで、旧表示で不都合がないのなら、住所欄そのものもあってもな くてもよいのではないかとも思います。

#### (事務局)

車検証は、登録情報を表示して所有者等の特定証明をするために住所表示するのが都合がよいと国土交通省から説明を受けています。住所欄を表示しないことも選択肢としてありますが、そうできるかどうかという議論は国交省とまだしていません。

### (小早川委員)

住所表示欄をなくすことは、省令改正も必要となるので難しいかもしれません。結局、本人の満足のために国が2億円もかけるのはどうかと思います。これに比べれば、目障りだからいやだと言ってきた人にはサービスで直して差し上げるというのは、多少公務員のコストはかかりますが、妥当な対応と言えると思います。

#### (加藤委員)

現実的結論だけ言いますと、私は今のままでよいと思います。システムというものは、 例えば、基礎になるOSが変わったら、変えてやらなければならないもので、支障がな いのであれば、そういう機会に対応すればよいのではないでしょうか。

#### (大森委員)

1件だけではなく、13件もの苦情が出されています。だからここで取り上げたのでしょう。何か問題をなくす方策が必要で、現実的な解決策は、石川運輸支局が行っている処理方式を徹底するかどうかということだと思います。

### (小早川委員)

全体からすれば「合併前の住所が書いてあるな」と認識して済ませる人の方が多いと思います。こうした人達までも促して、全員書き換えましょうというと役所も大変です。 古い住所のままではどうしてもいやな人に、簡単に済ませますよというルールをしっかり築けばよいだけではないでしょうか。

#### (谷委員)

私も石川方式でよいと思います。周知方法はチラシとかだけではなく、秋山先生が言われたように業者を通じて最終ユーザーの意向を聞くようにすることが必要です。

### (堀田座長)

石川方式で周知徹底してもらいましょう。なるべく便利にやりましょうというのが石川方式。これでやればよいと思います。

ただ、システム改修は、技術進歩で 2000 万円でできる時が来るかもしれません。住所変更の希望者が増え手間がかかるということになれば、システムに頼るという流れになります。そういうことで、システムによる自動的変更への移行は任せるということでよいのではないでしょうか。

秋山先生の言われた業者への周知徹底を図るためには、効率的な実施方法や効果的な 周知方法についてのガイドラインを国交省に考えてもらうようにしてはどうでしょう。

### (2) 新付議事案の審議

発達障がい者に対する療育手帳の交付

### ≪事案の概要≫

- ① 私が住む県では、知能指数が高い自閉症などの発達障がい者については、知的障がい者の基準に該当しないとして療育手帳は交付されないが、他の県や市では交付されている例があると聞いた。療育手帳の交付に当たっては、知能指数だけではなく、社会生活への適応性も含め総合的に判断するようにし、全国の発達障がい者が平等に手帳の交付が受けられるよう、交付基準を統一してほしい。
- ② アスペルガー症候群のため、人とのコミュニケーションが上手にとれない者について、療育手帳の交付申請をしたが、知能指数が基準より1高い(76)という理由で却下された。社会生活に適応できないのに、知能指数が基準よりわずかに高いだけで手帳が交付されないことに納得いかない。

#### (小早川委員)

地方分権の観点からみても問題があると思います。

厚生労働省の意見は、自治事務で都道府県や政令市の判断でやってもらうということで、大変地方分権的な言い方だと思えるんですが、それにしては国が通知でもって制度を定めており、自治体の方も国に対しルール付けを望んでいます。

一つ問題は、厚生労働省として、知的障がい者の問題なり、知的障がい者に近い発達 障がい者の問題を、全国的な問題として考えるべきだというのか、それともこれは自治 の問題だということで自治体に任せるというスタンスなのか。このことがそもそもはっ きりしていません。どちらがいいかということはまた別になりますけれど、厚生労働省 として、まずどっちであるかをはっきりさせていただかないと。

### (谷委員)

厚労省の通知が出た昭和 48 年なんて、まだ地方分権なんて言われてない時ですが、これだけは地方に丸投げしてしまったんですか。精神障がい、身体障がいについては、きちっと決めたのに。何か意味があるんでしょうか。

# (大森委員)

厚労省がこれは自治事務であると言っているのはおかしい。自治事務を分けたのは 2000年の4月以降に実施した話です。

### (小早川委員)

元々は、国か地方かという話ではなく、多分、障がい者行政というのはすべて機関委任事務体制で行われていた。国が地方を使ってやるということが、全部に共通したイメージだったんじゃないでしょうか。その中で、統一化できる、きちんとした制度を作れるような分野と、そこまでいっていない分野があったのではないでしょうか。

### (大森委員)

現在は、これは自治事務だから任せているんだと。それはどうみてもへ理屈なのです。そんな言い逃れはやめなさいという話です。

### (加藤委員)

48年というとずいぶん古いことですが、その頃、知的障がいの判定については、拠り所をIQに求めざるをえなくて、重度の方だけは決めたけども、その下は決められなかったということではないかと思うんです。親御さんには、これからどうしていくかということの方が大事なんで、48年の通知にこだわらず、何らかの解決方法を現時点での問題として考えなければなりません。その時に、地方がいいか国がいいかという問題になります。そういうことを整理しておかないと、隣の県に行ったら扱いが違っていたという問題が出てきて困るんじゃないかなと思います。

### (加賀美委員)

基準って難しいですよね。特にこの場合は数値でなかなか見えない。まして誤差もあるというし。その誤差をどう判断するのかが大事なんですよね。だから、知能指数だけじゃ判定できないですよね。冒頭の人は「1」高いだけですし。

#### (加藤委員)

甘い方へ、ということにならざるを得ないんじゃないでしょうか。どこまでもという ことを言っている訳じゃないんですが、非常に難しい問題だと思います。

#### (大森委員)

知的障がい者の判定方法について、社会保険保障審議会の障害者部会で問題にしたわけですよね。専門家の先生方もおいでになるわけだし、厚労省が把握していないということはない。ちょっとゆっくりしすぎてますよね。

#### (堀田座長)

実質的な基準は、最も抽象的に言えば、社会的な支援を必要とする障がい者かどうか ということ。少し砕いていくと、それぞれの障がいの種別に応じてどういうメルクマー ルで具体的に認定していくか、そういう問題だと思うんですね。

知的障がいについては、実質70いくつとか、これは別に法令、通達で決めているわけではなく、そういう基準があって、それで現地がやっている。

発達障がいは抽象的には分かるけれども、具体的にどういうことについて支援を要するのか、そこがはっきりしません。

### (加賀美委員)

社会生活に適応できるかどうかですよね。

#### (堀田座長)

それをずっと見ていてもらって、社会的支援がないとこれはやっていけない子であるか、認定を専門の機関でしてもらう。こういう制度を新たに設けるかどうか。

発達障がいと知的障がいの両方がある場合には、知的障がい者への支援をやっていたんでしょうけど、それで対応できない部分について発達障がい者への支援としてやっていくのがいいのか。それとも両方について、療育手帳を交付することで統一するのか。そんな問題になってくるのでしょうか。

### (大森委員)

科学と現場の知見を結集させて対応すべきです。自治事務だと言って放置しないで、 抜本的な対応をお願いしたい。

#### (谷委員)

分からないからといって地方に任せてしまうなんていうのは迷惑です。

### (堀田座長)

そこは異論がないところですね。少なくとも基準はしっかり示す必要がある。その時に知的障がいと発達障がいは違うから、発達障がいに着目した認定の仕方などについて、自治体でどういう基準でどうやっているのか、そのあたりを調べてもらうと考えやすいのかもしれないですね。

#### (加藤委員)

厚労省は、各県の特に熱心にやっているところの実情を調べて本格的に取り組んでほ しい。ただ、こういう問題は、特に子どもさんの問題だから、厚労省を叱るんじゃなく て、頑張ってくれとお願いする。

#### (堀田座長)

しっかり基準を示さない合理的理由がありません。発達障がいの実態からしても社会的保護の必要性からしても、地方任せというのは違うということをしっかり言わなくてはなりません。それと発達障がいの実態ですかね。次回までに調べてほしいということで現段階ではよろしいでしょうか。

### (小早川委員)

I Q75 という数字は、法的、制度的根拠がないけれども、何か学会といいますかね、 その辺で確立したような話のようですけれども、その辺を調べてほしい。

#### (秋山委員)

統計学的な常識というところの値なんでしょうが、常識だから正しいということではない。実際の知能指数の判定、いわゆる知能検査自体、ものさしがそもそもしっかりしたものと言えるのかどうか。

### (小早川委員)

実際にどんな手助けができるかということについては、地域によって違うと思います。ポテンシャルも違いますし。ですからそこを、これ以上やったらいけないよと言って押さえることは良くありません。ベースラインは何かということは、数値化するのがいいかどうかという話は議論があると思いますが、そこは自治体も迷っているし対応に困っている。国が技術的助言ということで現時点での考え方をはっきり示して、その上で地域の裁量で対応していくということだろう。

### (大森委員)

療育手帳をもらえるかどうかによって、実際に受けられる助成措置が変わる。そこの 基準が明確じゃないから何とかしてほしいということだから。厚労省は、どういう風に 考えているのか、決心をせよ、対応をせよということだと思うんですけど。

### (堀田座長)

国が基準を設けなくてはいけない、全部統一的にやらなくてはいけない、その基準が強いもので全国どこへ行っても統一的に保護が受けられるようにしよう。それを言えばそれは一発で決まりです。しかし、そうではなくて、国が最低定めなくてはいけないのは、最低限の福祉の確保のためであって、それ以上に地域でできることについて地域がプラスオンすることは構わない。そのような国の基準の設け方の問題だと思います。

# (大森委員)

発達障がい者を精神障害者手帳の交付対象に入れる動きもあるというのはどういうことなのか、確かめていただけますか。発達障がいをどのように考えるか、それ自体は分かりにくい。最新の動きも調べてほしい。

#### (2) 新付議事案の審議

報酬の実態に即した標準報酬月額の決定

#### 《事案の概要》

当社は、建設業であるが、一部の従業員について、取引先への納期の関係で3月から5月までの間に相当量の時間外労働が発生したため、4月から6月までの報酬が異常に増加した。社会保険料は4月から6月までの報酬を基にした標準報酬月額により算出されるため、従来2万5,000円程度だった社会保険料が倍以上に引き上げられた。

昨年度までは、所管の社会保険事務所に対し事情を説明すれば、年間の平均報酬額に基づいて標準報酬月額を算定してもらえたため、報酬に見合った社会保険料となったが、今年度については、同事務所に相談しても、そのような取扱いはできなくなったとの回答しかない。報酬の実態に応じた標準報酬月額の算定を行ってもらいたい。

#### (大森委員)

保険者算定の取扱いについては、昭和36年の通達で定めているということだが、平成18年にわざわざ社会保険庁が通達を出して、社会保険事務局に改めて周知をしたのは、何か特別な理由があったからなのか。

### (事務局)

当時は、社会保険庁のいろいろな不祥事が明らかにされ、在り方自体が問われていた時期であり、平成17年に「業務改革プログラム」を策定し、それを受けて作成した「社会保険業務処理マニュアル」を通達で流したということです。いわば、社会保険庁改革の一環として、業務の見直しを図ったという趣旨かと思われます。

### (秋山委員)

社会保険審査会が社会保険事務所の決定を取り消したという裁決は、社会保険庁の昭和36年通達の内容自体を変更すべきであると求めたものなのか、それとも、対象となった案件については通達で述べている範囲に含めることができると判断したものなのか。

### (事務局)

裁決自体は、個別の案件について、社会保険事務所の原処分を変更すべきであるとしたものです。社会保険審査会は、36年通達に列挙された場合に限らず、保険者算定を行うべきと判断しており、36年通達に基づく運用を変更するよう求めたものです。

### (秋山委員)

この裁決によれば、申出の件についても、保険者算定が行われる余地があるのではないか。この事案の場合、審査請求はしなかったのか。

# (事務局)

再審査請求まで行いましたが、業務の繁忙の変動が激しく、年間を通じた報酬と乖離することが合理的に予想し難いという理由で、棄却されています。

#### (秋山委員)

そうすると、毎年、4月から6月までの報酬が高くなるという場合は保険者算定が認められ、たまたま、その年の4月から6月までの報酬が高かったという場合には、認められないということなのか。

#### (小早川委員)

社会保険審査会の裁決の内容は、36年通達の解釈を超えたものであり、4月から6月までの間の報酬を基準に算定した額が年平均額と乖離するのはおかしいと判断しているようです。この通達は、「著しく不当」の範囲を厳しくとらえ過ぎているようですが、ほかには解釈を示したものはないのですか。

### (事務局)

ないと聞いています。

### (秋山委員)

企業が従業員に支払う報酬の実態は様々であり、保険者算定を行う場合を、36年通達で示されたパターンに当てはまるものだけに限定するという運用は硬直的すぎる。

#### (堀田座長)

健康保険法や厚生年金保険法の施行当時、給与計算はそろばんを使って、手書きでやっていたでしょうから、3か月ぐらいの期間で計算しないと事務が大変だったでしょう。でも、現在は電算化されており、年額がすぐ算出できるわけですから、3か月間の報酬を基に定時決定を行うこと自体の合理性が失われてきている。

### (加藤委員)

それは、3か月間の報酬を基に保険料が算出される現行の法律の規定の見直しに踏み込むのかどうかということかもしれません。この件では、逆のケース、4月から6月までの報酬が年平均よりも低い場合については、どうするのかという問題もあります。

### (小早川委員)

4月から6月の報酬が高い場合、事業主は積極的に保険者算定を求めるでしょうが、 低い場合には申出はしないでしょう。社会保険事務所が、職権で調査を行うことは大変 だし、そこの不公平をどうするのか。

### (加藤委員)

1年間の報酬で算出すれば不公平は生じない。大胆な提案になるが。

### (小早川委員)

そもそも、現在もこうした算定方法をとっていることに、どういう合理性があるのか。

### (秋山委員)

社会保険庁が、平成18年にマニュアルを流して、その結果として、現場の保険者算定の運用方法が変わったという実態を把握してほしい。

#### (堀田座長)

それでは、事務局の照会結果を聞いて再度検討することにしましょう。

一以上一